

熊本県公報

第 1 1 4 0 4 号
平成 18 年 5 月 12 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○登録貸金業者の行政処分(登録の取消し)	(経営金融課) 1
○物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱	(管理調達課) 2
○物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付要領	(") 22
○道路の区域変更	(道路保全課) 24
○ "	(") 24
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 24
○定款変更認可	(農村計画・技術管理課) 25
○道路の位置指定	(建築課) 25
○定款変更認可	(農村計画・技術管理課) 25
○不法投棄等不適正処理特別監視業務委託に係る一般競争入札の実施	(廃棄物対策課) 25
登 載 依 頼	
○熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催	(健康危機管理課) 28
○公示による通知	(用地対策課) 28

告 示

熊本県告示第 519 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 5 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	熊本空港 線	同所	前	8.6	20.5	
			後	8.8		
			前	8.6	20.5	
			後	17.6		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 5 月 12 日

熊本県告示第 520 号

貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 37 条第 1 項第 1 号の規定による行政処分について、同法第 41 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 被処分者

商 号

代表者名

主たる営業所等の所在地

アイム株式会社

石橋 秀二

熊本市保田窪二丁目 9 番 13 号アイパワービル 2F

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 登録番号 | 熊本県知事（3）第 01861 号 |
| 登録年月日 | 平成 15 年 5 月 7 日 |
| 2 行政処分の年月日 | 平成 18 年 5 月 1 日 |
| 3 行政処分の内容 | 登録の取消し |
| 4 適用条文 | 貸金業の規制等に関する法律第 37 条第 1 項第 1 号 |

熊本県告示第 521 号

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱を次のように定める。

平成 18 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、熊本県が発注する物品の製造、修理又は購入に関する契約及び業務委託契約（建設工事関係に係る契約を除く。以下同じ。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける契約の締結が見込まれるときは、別に定めるところによる。

(入札参加資格者)

第 2 条 入札に参加することができる者は、資格審査を受け、第 5 条第 2 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者（以下「入札参加資格者」という。）であって、第 10 条第 1 項に規定する者又は同条第 2 項の規定により入札参加資格を取り消され、又は入札に参加させないこととされた者に該当しない者とする。ただし、災害発生に伴う緊急調達その他調達上必要と認めるときは、入札参加資格によらないことがある。

(資格審査の申請)

第 3 条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないもの）でないことを証する書類
- (2) 法人にあつては申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書）、個人にあつては申請書を提出する日の直前年の所得税確定申告書の写し
- (3) 印鑑証明書
- (4) 納税証明書
 - ア 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 熊本県の県税について未納がないことの証明書（熊本県内に本社、支店、営業所等が無い場合は、本社の所在地の都道府県税に未納がないことの証明書）
- (5) 使用印鑑届（別記第 2 号様式）
- (6) 支店、営業所等の長に県との取引の権限を委任するものについては、その委任状（別記第 3 号様式）
- (7) 契約実績一覧表（別記第 4 号様式）
- (8) 別表の各営業種目ごとに定める許可、認可及び資格免許一覧表（別記第 5 号様式）
- (9) 印刷業者は、印刷関係設備調査表（別記第 6 号様式）
- (10) 物品販売業者は、物品納入関係調査表（別記第 7 号様式）
- (11) 封筒、葉書
- (12) その他知事が必要と認める書類

2 申請書の受付期間は、毎年度次のとおりとする。

- (1) 定期受付 7 月 1 日から 7 月 31 日まで（県の閉庁日を除く。）
- (2) 随時受付 前号以外の期間（県の閉庁日を除く。）

(資格審査の申請ができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者
- (2) 営業に関し、別表に定める許認可・免許等を得ていない者
- (3) 申請書の提出日の属する月の直前の月の末日（以下「審査基準日」という。）において、営業開始後 1 年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止したもので審査基準日において営業再開後 1 年を経過していない者
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がある者
- (5) 第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定により入札参加資格を取り消された者で、審査基準日においてその処分の日から 2 年を経過していないもの

(資格審査の実施)

第 5 条 知事は、申請書を受け付けたときは、次の各号に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1) 売上高
- (2) 職員の状況
- (3) 自己資本額
- (4) 自己資本比率
- (5) 流動比率
- (6) 営業年数
- (7) その他必要と認める項目

2 知事は、前項の審査を行ったときは、入札参加資格の有無を決定し、その結果を資格審査結果通知書（別記第 8 号様式）により申請者に通知するものとする。

(入札参加資格者の登録)

第 6 条 知事は、入札参加資格者を、入札参加資格者名簿に登録するものとする。
(等級格付)

第 7 条 知事は、営業種目ごとに、入札参加資格者について、その業務遂行能力を考慮して等級格付を行うことができる。

2 前項の規定による等級格付の基準等必要な事項は、知事が別に定める。

(入札参加資格等の有効期間)

第 8 条 入札参加資格及び前条の規定による等級格付の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日（以下「登録日」という。）から当該日の属する会計年度の翌々年度の 9 月 30 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録日の属する会計年度において、登録日が 10 月 1 日前となる者に係る入札参加資格及び前項の規定による等級格付の有効期間は、登録日から当該日の属する会計年度の翌年度の 9 月 30 日までとする。

(変更等の届出)

第 9 条 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格申請内容変更届（別記第 9 号様式）により遅滞なく知事に届け出なければならない。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当するに至ったとき。
- (2) 別表に定める許可等が失効し、又は取り消されたとき。
- (3) 住所又は氏名（法人の場合は、本社、支店等の所在地、名称又は代表者氏名）に変更があったとき。
- (4) 営業を休止し、又は廃止したとき。
- (5) 代理人を変更したとき。
- (6) 印鑑証明を受けた印鑑又は使用印鑑を変更したとき。
- (7) 営業種目を変更したとき。

(入札参加資格の取消し等)

第 10 条 知事は、入札参加資格者が令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当するに至ったと判明した場合又は営業を廃止した場合は、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

2 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、その者の入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後 2 年間の範囲内で知事が定める期間その者を入札に参加させないことができる。

- (1) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる場合
- (2) 別表に定める許可・免許等が失効し、又は取り消された者
- (3) 虚偽の申請その他不正な方法により入札参加資格を得た者
- (4) 経営状況が著しく不良となり、入札に参加させることが不相当と認められる者
- (5) その他知事が県の契約相手として不相当であると認めた者

3 知事は、前 2 項の規定により入札参加資格を取り消し、又は 2 年間の範囲内で入札に参加させないこととしたときは、遅滞なくその旨を、当該入札参加資格を取り消された者又は入札に参加させないこととされた者に通知するものとする。

(資格の承継)

第 11 条 入札参加資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で、次の各号に掲げるものは、その承継する営業に対応する入札参加資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 個人が法人を設立した場合におけるその法人
- (3) 法人が合併又は分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人
- (4) その他これらに類すると認められる者

2 前項の規定に基づき入札参加資格を承継しようとする者は、入札参加資格承継申請書（別記第 10 号様式）に当該承継の事実を証する書類及び第 3 条第 1 項各号に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の入札参加資格承継申請書の内容を審査のうえ、その結果を申請者へ通知するものとする。

(雑則)

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。
(物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領等の廃止)
- 2 「物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領」(昭和39年6月13日告示第386号)及び「熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱」(平成14年6月26日告示第516号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際現に入札参加資格者名簿に登録されている者の登録の有効期間は、なお従前の例による。

別記第1号様式(第3条関係)

業務区分	<input type="checkbox"/> 物 品
	<input type="checkbox"/> 業務委託等

申請区分	<input type="checkbox"/> 新 規	業者コード【	】
	<input type="checkbox"/> 継 続		

競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

熊本県が行う物品の購入(製造、修理を含む。)及び業務委託(建設工事関係を除く。)に係る競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この競争入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

I 申請者(本社の情報を記載してください。)

郵便番号	〒	:	:	:	:	:	:
住所							
(フリガナ) 商号又は名称							
(フリガナ) 代表者職氏名	(実印)						
電話番号				FAX番号			
Eメールアドレス							

II 支店、営業所等(熊本県との入札及び契約等の権限を委任する場合のみ記載してください。)

郵便番号	〒	:	:	:	:	:	:
住所							
(フリガナ) 支店・営業所名							
(フリガナ) 代表者職氏名							
電話番号				FAX番号			
Eメールアドレス							

III 連絡先(申請書の作成責任者を記載してください。)

担当部署		担当者名		TEL		FAX	
------	--	------	--	-----	--	-----	--

【添付書類】(※は原本を添付すること。)

書類名	法人	個人	書類名	法人	個人
①登記事項証明書※	○		⑨委任状	○	○
②法務局の証明書※		○	⑩契約実績一覧	○	○
③身分証明書※		○	⑪許認可・資格免許一覧	○	○
④印鑑証明書※	○	○	⑫物品納入関係調	○	○
⑤納税証明書(消費税)※	○	○	⑬印刷関係設備調	○	○
⑥納税証明書(県税)※	○	○	⑭封筒	○	○
⑦財務諸表	○		⑮ハガキ	○	○
⑧所得税確定申告書		○			

IV 経営の状況等

		(千円)			
1 売上高	営業種目	前年度決算額	前々年度決算額	平均売上高	
		①物 品			
		②業 務 委 託			
		業務委託 計			
		③そ の 他			
		総 計(①+②+③)			

2 従業員数	常時雇用正社員数(臨時雇者数)	()	うち障害者雇用人数	(人)
--------	-----------------	-----	-----------	-----

3 自己資本比率	自己資本額	千円
	総資本額	千円

4 流 動 比 率	流動資産	千円
	流動負債	千円

5 営 業 年 数	①創業年月日	明・大・昭・平	年	月	日
	②休業・転廃業期間	年間	③営業年数(①-②)	年	

6 ISO取得状況	<input type="checkbox"/> ISO9000 シリーズ	<input type="checkbox"/> ISO14000 シリーズ	7 育児・介護 制度の状況	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
-----------	---------------------------------------	--	---------------	----------------------------	----------------------------

V 営業に必要な許可状況 (詳細は第4号様式に記入)

営業種目	許可等の種類	営業種目	許可等の種類

Ⅶ 参加を希望する営業種目

【物品】

※希望業種欄に○、希望地域欄に下記の地域コードを記入してください。

第1分類	第2分類	希望業種	希望地域	第1分類	第2分類	希望業種	希望地域
(1)印刷類	①軽装計・コピー			(9)車両・船舶・航空機類	①車両販売		
	②オフセット印刷				②船舶販売		
	③フォーム印刷				③車両・船舶整備		
	④地図印刷				④軽・軽自動車		
	⑤特殊印刷				⑤航空機・機		
	⑥その他の印刷 (内容：)						
(2)文具・事務機類	①紙			(10)機械・器具類	①写真・カメラ等		
	②文具・事務機器				②家電製品		
	③印章				③電気・通信機器		
	④書籍				④OA器・ソフトウェア		
(3)家具類	①家具				⑤工作機器		
	②室内装飾				⑥建設機器		
	③畳				⑦農林水産機器		
(4)楽器・運動用品類	①楽器				⑧厨房機器		
	②運動用品				⑨空調設備		
(5)被服・繊維製品類	①絹・野・絹				⑩理化学機器		
	②旗・染物等				⑪鐘・鐘		
	③寝具				⑫防災・消防機器		
	④靴				⑬その他 (内容：)		
(6)看板・資材類	①看板			(11)その他	①学校教材		
	②道路標識				②薬品類		
	③土壌改良				③靴・鞄・鞋		
(7)雑貨類	①記念品・贈答品				④警察用品		
	②贈・物・贈				⑤その他 (内容：)		
	③ゴム・ビニール製品						
(8)電力・燃料類	①電力						
	②石油製品						
	③その他 (内容：)						

地域コード表

全県	: 01	熊本市内	: 02	宇城(宇市, 宇市, 下田町)	: 03	玉名(玉市, 玉市, 玉市)	: 04
鹿本(山形, 鹿本)	: 05	菊池(菊池, 菊池, 菊池)	: 06	阿蘇(阿市, 阿市)	: 07	上益城(上益城)	: 08
八代(八代, 八代)	: 09	芦北(芦北, 芦北)	: 10	球磨(球磨, 球磨)	: 11	天草(上天草, 天草, 天草)	: 12

【業務委託等】 ※希望業種欄に○、希望地域欄に下記の地域コードを記入してください。

第 1 分類	第 2 分類	希望業種	希望地域	第 1 分類	第 2 分類	希望業種	希望地域
(1) 庁舎管理	①電話交換業務			(9) 環境関係測定機器保守	①大型印刷機		
	②庁舎清掃				②大型印刷機		
	③庁舎衛生管理				③地下鉄印刷機		
	④その他庁舎管理 (内容：)				①電気設備保守		
(2) 浄化槽管理	①浄化槽点検清掃			(10) 機器保守	②研究機器等保守		
(3) 樹木保護管理	①樹木保護管理				③O A 機器保守		
(4) 建物設備管理	①調理機器					④信号機保守	
	②エレベータ保守					⑤その他機器保守 (内容：)	
	③消防用設備保守				(11) 広報・広告業務	①企画・制作	
	④自動ドア保守				②ビジュアル制作		
	⑤館内照明保守			(12) 催事関係業務	①企画・運営業務		
	⑥空調設備保守				②会場設置		
	⑦ボイラー保守			(13) 廃棄物処理業務	①一般廃棄物収集、処分		
(5) 警備	①機械警備 ②人的警備				②産業廃棄物収集、処分		
(6) 検査業務	①水質検査			(14) 運送業務	①運送業務		
	②オゾン処理検査			(15) 給食業務	①給食業務		
	③大気検査			(16) クリーニング	①クリーニング		
	④土壌分析			(17) 情報処理業務	①システム企画設計、開発、制作		
	⑤健康診断業務					②電子データ入力	
	⑥その他検査業務 (内容：)					③ホームページ制作・維持管理	
					④その他情報処理 (内容：)		
(7) 調査業務	①統計調査			(18) リース・レンタル	①O A 機器類		
	②交通関係調査					②複写サービス	
	③市場調査					③その他リース・レンタル (内容：)	
	④環境アセスメント調査			(19) 研修業務	①研修業務		
	⑤市場・世論調査			(20) その他	①その他 (内容：)		
	⑥航空写真撮影						
	⑦森林関係調査						
	⑧その他の調査 (内容：)						
(8) 文化財調査	①歴史文化施設						
	②文化財修復業務						

地域コード表

全県	: 0 1	熊本市内	: 0 2	宇城(宇土市、宇城町、下益城郡)	: 0 3	玉名(玉名市、玉名町、玉名郡)	: 0 4
鹿本(山鹿市、山鹿郡)	: 0 5	菊池(菊池市、菊池町、菊池郡)	: 0 6	阿蘇(阿蘇市、阿蘇郡)	: 0 7	上益城(上益城郡)	: 0 8
八代(八代市、八代郡)	: 0 9	芦北(芦北町、芦北郡)	: 1 0	球磨(人吉市、球磨郡)	: 1 1	天草(上天草市、天草市、天草郡)	: 1 2

別記第 2 様式 (第 3 条関係)

使 用 印 鑑 届

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地

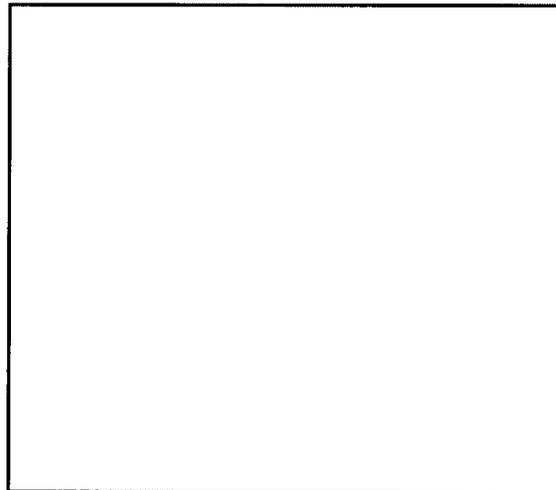
商号又は名称

代表者職氏名

実印

熊本県との契約に係る行為（入札、見積り、契約締結、代金の請求及び受領）に関しましては、次の印鑑を使用したいので届けます。

使 用 印 鑑



別記第 3 様式 (第 3 条関係)

委 任 状

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

私は、下記の者を代理人と定め、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
の間、委任事項に記載する一切の権限を委任します。

所 在 地

(代理人) 商号又は名称

代理人職氏名

印

(委任事項)

- 1 見積及び入札に関する件
- 2 契約の締結に関する件
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する件
- 4 代金の請求及び領収に関する件
- 5 副代理人の選任に関する件
- 6 その他これらに付随する一切の件

(2)

版 下 関 係 設 備	名 称	製造会社	機 種	購入年月	規 格			定 価	備 考	
製 版 関 係 設 備	名 称	製造会社	機 種	購入年月	サイズ	性 能		定 価	備 考	
印 刷 関 係 設 備	名 称	製造会社	機 種	購入年月	色数	最大サイズ [*]	最小サイズ [*]	印刷速度	定 価	備 考
製 本 関 係 設 備	名 称	製造会社	機 種	購入年月	最大最小サイズ		処理能力	定 価	備 考	

別記第 7 号様式 (第 3 条関係)

物 品 納 入 関 係 調 査 表

※ 物品販売業者の方は、資格審査申請書に添付して提出してください。

平成 年 月 日

貴 社 名	所 在 地	連 絡 先
	(〒 -)	(TEL) (FAX)

◎ 特にメインで取り扱っている製品

製 品 名	メ ー カ ー 名 (製 造 元)

◎ 取り扱い可能な製品

製 品 名	メ ー カ ー 名 (製 造 元)

※ 製品名は、できるだけ具体的に記入してください。

※ 製品名及びメーカー名（製造元）の記入は、いくつでも結構です。

※ 記入欄に入りきれない場合は、別紙を付けていただいても結構です。

入札・見積依頼等の参考といたしますので、是非御協力をお願いします。

別記第 8 号様式（第 5 条関係）

第 号
平成 年 月 日(商号又は名称)
(代表者職・氏名) 様

熊本県知事 ○ ○ ○ ○ 印

資 格 審 査 結 果 通 知 書

さきに貴社（あなた）から提出のあった競争入札参加資格申請書について、参加資格を審査した結果、下記のとおり資格がある（資格がない）ものと決定しました。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日 平成 年 月 日
- 3 登録業種等

登 録 業 種 名	格付等級

- 4 有効期限 平成 年 9 月 3 0 日
- 5 資格を認めない理由（資格がない場合のみ）

※ 更新を希望される場合は、有効期限の属する年度の 7 月 1 日から 7 月 3 1 日まで（県の閉庁日を除く。）に申請書を提出してください。

別記第 9 号様式 (第 9 条関係)

入札参加資格申請内容変更届

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

実印

平成 年 月 日付けをもって入札参加資格審査申請書を提出しましたが、下記のとおり変更がありましたので関係書類を添えて届けます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 登録番号 _____

2 変更年月日 平成 年 月 日

3 変更事項 (変更する事項の□に✓を付けてください。)

- 住所の変更 (法人にあっては、本社及び支社、営業所等の所在地)
- 氏名の変更 (法人にあっては、会社名称又は代表者の氏名)
- 代理人の変更
- 実印 (印鑑登録した印鑑) 及び使用印の変更
- 営業種目の変更
- 令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者 (競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者) に該当
- 別表に定める許可等の失効又は取消し
- 営業の休止又は廃止

変更前	
変更後	

別記第 10 号様式 (第 11 条関係)

入札参加資格承継申請書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
電 話 番 号

実印

入札参加資格から営業を承継するに当たり、下記のとおり入札参加資格の承継について承認を願いたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 被承継者の名称及び登録番号

名 称 ; _____

登録番号 ; _____

2 被承継者との続柄 (個人の場合)

3 承継年月日 平成 年 月 日

4 事 由 (概略を記載のこと。)

.....
.....
.....
.....
.....
.....

別表

許認可・免許等一覧【物品】

第 1 分類	第 2 分類	必要な許可・認可・登録等	監督官庁
(1) 印刷類	① 写真真像付・コピー		
	② オフセット印刷		
	③ フォーム印刷		
	④ 地図印刷		
	⑤ 特殊印刷		
	⑥ その他の印刷		
(2) 文具・事務 機類	① 紙		
	② 文具・事務機器		
	③ 印章		
	④ 書籍		
(3) 家具類	① 家具		
	② 室内装飾		
	③ 畳		
(4) 楽器・運動 用品類	① 楽器		
	② 運動用品		
(5) 被服・繊維 製品類	① 衣料・帽子・雨具等		
	② 旗・染物等		
	③ 寝具		
	④ 靴		
(6) 看板・資材類	① 看板		
	② 道路標識		
	③ 土木工事用資材		
(7) 雑貨類	① 記念品・贈答品		
	② 玩物・金物・雑貨		
	③ ゴム・ビニール製品		
(8) 電力・燃料類	① 電力	一般電気事業許可、特定規模電気事業届出	経済産業省
	② 石油製品	石油製品販売業届出、揮発油販売業者登録	経済産業省
		液化石油ガス販売事業登録	
		高圧ガス製造許可、高圧ガス販売事業届出	
③ その他			
(9) 車両・船舶 ・航空	① 車両販売		
	② 船舶販売	鋼製船舶造船業許可、小型船造船業登録	国土交通省
	③ 車両・船舶整備	鋼製船舶造船業許可、小型船造船業登録	国土交通省
	④ 車両・船舶付属品販売		
	⑤ 航空機部品販売・整備		
(10) 機械・器具類	① 写真・カメラ等		
	② 家電製品		
	③ 電気・通信機器		
	④ O A 機器・IT 機器等		
	⑤ 工作機器		
	⑥ 建設機器		
	⑦ 農林水産機器		
	⑧ 研削機器		
	⑨ 空調設備		
	⑩ 理化学機器		
	⑪ 医療・介護用機器	医療機器販売業届	販売所のある都道府県
	⑫ 防災・消防機器		
	⑬ その他		
(11) その他	① 学校教材		
	② 薬品類	毒物・劇物販売業登録、医薬品販売業許可 農薬販売業登録	販売所のある都道府県
	③ 肥料・飼料・種苗	肥料販売業務開始届	
	④ 警察用品		
	⑤ その他		

許認可・免許等一覧【業務委託等①】

第 1 分類	第 2 分類	必要な許可・認可・登録等	監督官庁
(1) 庁舎管理	①電話交換業務		
	②庁舎清掃	建築物環境衛生管理事業県知事登録	熊本県業務衛生課
	③庁舎衛生管理		
	④その他庁舎管理		
(2) 浄化槽管理	①浄化槽点検清掃	浄化槽保守点検業者登録	熊本県下水環境課
		浄化槽清掃業者許可	熊本県内各市町村
(3) 樹木保護管理	①樹木保護管理		
(4) 建物設備管理	①設備機器運転監視		
	②エレベータ保守	昇降機検査資格	国土交通省
	③消防用設備保守	消防設備士免許	熊本県危機管理・防災課
	④自動ドア保守		
	⑤自家用電気工作物保守	電気主任技術者免許	経済産業省
	⑥空調設備保守		
	⑦ボイラー保守	ボイラー技士免許	厚生労働省
(5) 警備	①機械警備	機械警備業登録	熊本県公安委員会
	②人的警備	警備業認可	熊本県公安委員会
(6) 検査業務	①水質検査		
	②ダイオキシン類検査		
	③大気検査		
	④土壌分析		
	⑤健康診断業務		
	⑥その他検査業務		
(7) 調査業務	①都市計画関係調査		
	②交通関係調査		
	③不動産等鑑定調査		
	④環境アセスメント調査		
	⑤市場・世論調査		
	⑥航空写真撮影		
	⑦森林関係調査		
	⑧その他の調査		
(8) 文化財調査	①埋蔵文化財発掘調査		
	②文化財修復業務		

許認可・免許等一覧【業務委託等②】

第 1 分類	第 2 分類	必要な許可・認可・登録等	監督官庁
(9) 環境関係測定機器保守	① 大気汚染観測機器		
	② 水質汚濁観測機器		
	③ 地下水位観測機器		
(10) 機器保守	① 防災通信施設保守		
	② 研究機器等保守		
	③ O A 機器保守		
	④ 信号機保守		
	⑤ その他機器保守		
(11) 広報・広告業務	① 企画・制作		
	② 映画・ビデオ制作		
(12) 催事関係業務	① 企画・運営業務		
	② 会場設営		
(13) 廃棄物処理業務	① 一般廃棄物収集運搬、処分	一般廃棄物収集運搬業許可 一般廃棄物処分業許可	熊本県内各市町村 熊本県廃棄物対策課
	② 産業廃棄物収集運搬、処分	産業廃棄物収集運搬業許可、処分業許可	熊本県廃棄物対策課
	③ 特別管理産業廃棄物収集運搬、処分	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可、処分業許可	熊本県廃棄物対策課
(14) 運送業務	① 運送業務	貨物自動車運送事業法による許可、届出	国土交通省
(15) 給食業務	① 給食業務	食品衛生法許可	熊本県健康危機管理課
(16) クリーニング	① クリーニング	クリーニング業届出	厚生労働省
(17) 情報処理業務	① 情報システム設計、開発、保守		
	② 電子メールサービス		
	③ ホームページ制作・更新		
	④ その他の情報処理業務		
(18) リース・レンタル	① O A 機器類		
	② 複写サービス		
	③ その他のリース・レンタル		
(19) 研修業務	① 研修業務		
(20) その他	① その他		

熊本県告示第 522 号

物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付要領を次のように定める。
平成 18 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付要領
(趣旨)

第 1 条 この要領は、物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、入札参加資格者の等級格付に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第 2 条 要綱第 5 条第 1 項の規定による審査は、次の事項を審査して行うものとする。

(1) 売上高 営業種目ごとの直近 2 年間の事業年度の平均売上高
(2) 職員の状況 審査基準日現在の常時雇用の事業従事者（臨時雇用者を除く。）の
数

(3) 自己資本額 直近の事業年度の貸借対照表における「資本合計」欄に記載する資
本金及び法定準備金、剰余金の合計額（個人にあっては、次年繰越純資金の額）

(4) 自己資本比率
自己資本の額
————— × 100（パーセント）

(5) 流動比率
流動資産の額
————— × 100（パーセント）

流動負債の額
(6) 営業年数、創業日から審査基準日現在までの営業年数

(審査事項の評定点)

第 3 条 前条に規定する事項を審査したときは、別表「審査事項評点数値表」により審査結果を評点に換算し、各評点を合計して得た数値を評定点とする。

(格付の基準)

第 4 条 前条の評定点に基づき入札参加資格の等級格付は、次のとおりとする。

格付区分	A	B	C
評定点	160 点以上	159 点～ 100 点	99 点以下

附 則

(施行期日)

- この要領は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。
(業務委託契約等に係る入札参加資格審査要領の廃止)
- 業務委託契約等に係る入札参加資格審査要領（平成 14 年 6 月 26 日熊本県告示第 517 号）は、廃止する。
(経過措置)
- この要領の施行の日以前に等級格付を受けた者については、平成 18 年 9 月 30 日まで
は、なお従前の例によるものとする。

別表（第3条関係）

審査事項評点数値表

1 配 点

項 目	点 数
売上高	104点
職員の状況	32点
自己資本額	20点
自己資本比率	16点
流動比率	16点
営業年数	6点
障害者雇用状況	2点
I S O取得状況	2点
育児・介護制度の状況	2点
計	200点

※熊本県内に事業所を設置している場合は、さらに10点加算する。

2 各事項の評点

売 上 高					
1千万円未満	1千万円以上 3千万円未満	3千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 2億円未満	2億円以上
10	21	42	62	83	104

職 員 の 状 況					
5人未満	5人以上 10人未満	10人以上 20人未満	20人以上 30人未満	30人以上 50人未満	50人以上
1	6	13	19	26	32

自 己 資 本 額				
50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1千万円未満	1千万円以上
4	8	12	16	20

自 己 資 本 比 率				
10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上
3	6	10	13	16

流 動 比 率			
100%未満	100%以上 125%未満	125%以上 150%未満	150%以上
0	8	12	16

営 業 年 数		
1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
1	3	6

障害者雇用状況	
無	有
0	2

I S O取得状況	
無	有
0	2

育児・介護制度の状況	
無	有
0	2

熊本県告示第 523 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 5 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	産山小地 野線	阿蘇郡産山村片俣字境畑 1163 番 地先から 同 所 1162 番 地先まで	前	4.8	166.5	橋梁改築
			後	7.0		
			前	9.2	166.5	
			後	11.0		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 5 月 12 日

熊本県告示第 524 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 5 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本高森 線	上益城郡益城町杉堂字城ヶ峯 19 番 3 地先から 同町杉堂字芭蕉 1495 番 3 地先まで	前	4.2	425.0	旧道移管
			後	18.6		
			前	13.0	253.8	
後	49.0					
			前	13.0	253.8	
			後	49.0		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 5 月 12 日

公 告

熊本県公告第 373 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）熊本インタープロジェクト
熊本県熊本市神園一丁目 334 番地 1

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
福岡地所 株式会社
福岡県福岡市博多区住吉一丁目 2 番 25 号
 - (2) 小売業を行う者
株式会社 アルペン
愛知県名古屋市中区児玉三丁目 35-18
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 18 年 12 月 27 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,200 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
284 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
160 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
157.7 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
26.25 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 9 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時
- 7 届出年月日
平成 18 年 4 月 26 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 18 年 5 月 12 日から平成 18 年 9 月 12 日まで

熊本県公告第 374 号

天草市五和町土地改良区理事長伊藤山陽から平成 18 年 3 月 28 日付けで申請の定款変更については、平成 18 年 4 月 28 日付けで認可した。

平成 18 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 375 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市中 1851 番地
- 2 築造者の氏名 高田トシ
- 3 道路の位置 玉名市中字榎林 1850 番 8、同 1850 番 9、同 1850 番 10 及び同 1853 番 3
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 30.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 3 月 31 日
- 7 指定番号 玉名景建第 95 号

熊本県公告第 376 号

宇城市松橋町外一ヶ町土地改良区理事長池田昭一から平成 18 年 4 月 14 日付けで申請の定款変更については、平成 18 年 5 月 1 日付けで認可した。

平成 18 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 377 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務委託の名称
平成 18 年度不法投棄等不適正処理特別監視業務委託
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成 19 年 3 月 25 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成 18 年度不法投棄等不適正処理特別監視業務委託に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。ただし、組合等で参加する場合は、当該組合を構成する法人で参加することはできない。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち、営業種目で「設備管理」又は「その他」の項目中、取扱種目が「人的警備」の資格を有する者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
 - (3) 熊本県内に本社、支社又は営業所を有すること。
 - (4) 過去 3 年間に於いて、本県及び本県出先機関、国及び他の地方公共団体の施設等の人的警備実績を有すること。
 - (5) 車両、赤外線カメラ、携帯電話、無線機及び双眼鏡をそれぞれ 8 台以上保有し、又は確保できること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 5 月 12 日（金）から平成 18 年 5 月 19 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県環境生活部廃棄物対策課（県庁行政棟新館 5 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2278（ダイヤルイン）
- 5 競争入札参加資格確認申請書の提出について
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 18 年 5 月 12 日（金）から平成 18 年 5 月 22 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
 - (2) 申請書の配布及び提出先
4 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
4 に記載の場所に持参により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

- 4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成 18 年 5 月 12 日 (金) から平成 18 年 5 月 22 日 (月) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 18 年 5 月 25 日 (木) 午後 2 時
- イ 場所
郵便番号 862-8570
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁入札室 (県庁行政棟本館地下 1 階)
- (4) 入札書の提出方法
6 の (3) のイ記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定する。
- (6) 契約書作成の要否
要
なお、契約の締結期限は、落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第 3 号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 5 月 12 日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会

委員長 古瀬 昭夫

- 1 開催日時
平成 18 年 5 月 17 日 (水)
午後 7 時から午後 9 時まで
- 2 開催場所
熊本市東町 4-11-1
熊本県健康センター 3 階会議室
- 3 議題
平成 18 年 4 月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長からの許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局 (熊本県健康福祉部健康危機管理課)
(電話 096-383-1111 内線 7080)

熊本県収用委員会公告第 60 号

公 示 に よ る 通 知

熊本県玉名郡南関町大字関町字下長谷 865 番 3 の土地所有者

登記記録表題部所有者欄記載

氏名 戸上サキ

存否不明

土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号) 第 46 条第 2 項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局 (熊本県土木部用地対策課内) において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成 18 年 5 月 2 日付け熊収第 13 号の書面 (県道大牟田南関線改築工事に係る土地収用案件の現地調査開催通知書)

(注意) 上記書面を受領しないときは、平成 18 年 5 月 23 日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成 18 年 5 月 12 日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃